

久喜市議会
平成27年11月定例会
市長提出議案質疑通告

平成27年12月11日（金）

質疑通告者一覧

【議案第97号 平成27年度久喜市一般会計補正予算（第4号）について】

通告第2号 猪股 和雄 議員	1
通告第4号 齊藤 広子 議員	1
通告第7号 矢崎 康 議員	1

【議案第101号 久喜市個人番号の利用に関する条例】

通告第2号 猪股 和雄 議員	2
通告第8号 川辺 美信 議員	2

【議案第107号 久喜市農業委員会の委員の定数に関する条例】

通告第3号 田中 勝 議員	3
通告第6号 鈴木 松蔵 議員	3
通告第10号 石田 利春 議員	3

【議案第108号 指定管理者の指定について】

通告第9号 渡辺 昌代 議員	4
----------------	---

【議案第109号 指定管理者の指定について】

通告第3号 田中 勝 議員	5
---------------	---

【議案第110号 指定管理者の指定について】

通告第7号 矢崎 康 議員	6
---------------	---

【議案第114号 久喜市総合振興計画の一部改定について】

通告第1号 春山 千明 議員	7
通告第9号 渡辺 昌代 議員	7

【議案第115号 久喜市都市計画マスタープランの一部改定について】

通告第2号 猪股 和雄 議員	9
通告第3号 田中 勝 議員	9
通告第5号 杉野 修 議員	9
通告第9号 渡辺 昌代 議員	10

○ 通告第2号 猪股 和雄 議員

(1) p.14 通知カード・個人番号カード交付事業 備品購入費 129万2千円

個人番号制度の生体認証（顔認証）のシステム整備費と聞いているが、整備事業の内容を説明されたい。

個人番号カードに顔認証システムが組み込まれ、生体認証データが作成されることを市民にどのように知らせているか。これからどのように知らせていくか。

個人番号カードを提示された時に、顔認証（照合）を行うことへの了解をどのように取るのか。

○ 通告第4号 齊藤 広子 議員

p.22 5学校給食運営事業【学務課・菖蒲学校給食センター・鷲宮学校給食センター・教育委員会栗橋分室】

(1) 各給食センターの内訳金額を伺う。

(2) 補正額が12,157千円と高額になっているが、その理由は。

○ 通告第7号 矢崎 康 議員

P.16 民生費 地域子育て支援事業 1.3節委託料 どのような子育て練習法のトレーナー養成業務委託料88万1千円について。

(1) アメリカで開発された、暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術のこと。

親子のコミュニケーションの改善を目標として、親がその技術を学ぶプログラムと認識している。

この事業の今後の計画について伺う。

議案第 101 号

久喜市個人番号の利用に関する条例

○ 通告第 2 号 猪股 和雄 議員

- (1) 今回の条例制定では、ひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務だけが提案されているが、今後、市の独自事業で個人番号の利用を検討している事業を示されたい。
検討する場はどこか。どのように検討するか。

○ 通告第 8 号 川辺 美信 議員

- (1) ひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務に、個人番号を適用させる理由は何ですか。

○ 通告第 3 号 田中 勝 議員

- (1) 提案理由は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、久喜市農業委員会の委員の定数等に関する条例の全部を改正するものだ。法改正の全体像は、農業委員会業務の重点を「農地利用の最適化の推進」(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)の明確化である。いわゆる、離農する農家が農地中間管理機構(農地集積バンク)に貸し付けを推進することが主な役割である。狭い国土を有効に活用し、生産性を高めることは良策と考えますが、その他、農地課税の軽減・強化等を鑑みると、ことを急ぐあまり強引性が際立つ。果たして政府の思惑通り進むのであろうか、些か心配だ。もう少し中小農家に思いを寄せ、進めていくことが賢明と考えるが、市としては如何お考えになるか、ご所見を賜る。

○ 通告第 6 号 鈴木 松蔵 議員

- (1) 農業委員会の委員の定数を 19 人としているが、どう言う考え方で決めたのか伺う。
(2) 農地利用最適化推進委員の定数を 30 人としているが、どう言う考え方で決めたのか伺う。30 人を地域ごとに配置するのか。伺う。

○ 通告第 10 号 石田 利春 議員

- (1) 定数が 38 人から 19 人に半減する。その理由は。又、選出にあたっては、選挙から推薦になるとするが、農業委員会の委員の構成はどのようなものとなるのか伺う。
(2) 農地利用最適化推進委員について伺う。
ア 定数は 30 人、選出方法と委員の構成はどのようなになるのか。
イ 農地利用の最適化とはどのような事業か。また、推進委員の果たす役割はどのようなものとなるのか。
ウ どのような権限をもつことになるのか。

議案第 108 号

指定管理者の指定について

○ 通告第 9 号 渡辺 昌代 議員

- (1) 事前資料、久喜総合文化会館、久喜市菖蒲文化会館及び久喜市栗橋文化会館指定管理者候補者選定の概要では、2位以下の事業者と比較して何がすぐれていたのか、どこに点数の差があったのかわからないものでした。このことについて説明を求める。
- (2) 3館の連携はどのようにとっていくのか。

○ 通告第 3 号 田中 勝 議員

18クラブの管理に関し、「指定管理者を久喜市学童保育運営協議会に指定したい」の案が提出された。そして、18クラブの内、久喜市立菖蒲東小学童保育については、これまで保護者を主体とする「タンポポ学童保育クラブ」が運営していたが、契約期間が満了などの理由で辞退された。と説明を受けた。

そこで、タンポポクラブの管理体制やご苦勞を伺うと「38名の保護者(33世帯)から、7名の補助員を選出(代表を互選)この7名と1名の支援員(創設時の保護者)の8名によるローテーションで運営していることや、対応の難しさについてお話を頂いた。このことから、今年度で保護者を主体とする運営が消滅することは、誠に残念だが、仕方がない。長年のご活動に対し敬意を申上げる次第だ。ここで2点伺う。

- (1) 指定管理者が変わることにより、学童に与える精神的な影響や保護者との連携等が懸念されるが、如何お考えか。
- (2) お話によると「学童数が年々増加している」とのこと。現在38名だが、定数を超えた場合どのように対処されるのか。

議案第 110 号	指定管理者の指定について
-----------	--------------

○ 通告第 7 号 矢崎 康 議員

- (1) 他の指定管理者の指定については、久喜市学童保育運営協議会との連携の強化がうたわれていますが、これについて市はどのように考えているか伺う。

○ 通告第 1 号 春山 千明 議員

- (1) 東京理科大学より平成 23 年 7 月に久喜キャンパスを神楽坂キャンパスへ全面移転したいとの申し入れがあった。これに対し、久喜市は反対であると回答してきた。その後長い月日をかけ交渉してきた中で、仮に全面撤退の場合であっても跡地については理科大学の研究施設や他大学等教育機関への譲渡など引き続き教育の用に供することを要望してきた。その後約 4 年間の長い交渉期間を経て平成 27 年 5 月に一部無償譲渡の提案があり、久喜市はそれを受けの形での方針の転換をした。ここで改めてその方針転換の理由を伺う。
- (2) 今回の総合振興計画の一部改定に伴い東京理科大学の跡地利用について地域の方の中には交通渋滞や騒音、振動などの環境問題や豪雨時などに対応してきた保水維持管理機能の喪失などが懸念されるので産業系への変更は反対だとする意見がある。振動、騒音、交通処理、日照、雨水対策など住環境への影響や、緑地の確保などに配慮していくのは当然のことで、今後いかなる開発等に関してでも必ず市の責任として丁寧に対応をしていくと考えられる。そのような中、想定される諸問題に関して市民の不安を解消する必要があるが考え方を伺う。
- (3) 住居系ゾーンより産業系ゾーンに改定する東京理科大学跡地の 6 割部分を市が購入し、その活用は時間をかけて検討すべきとの意見もあるが、そのような考え方はあったのか伺う。
- (4) 東京理科大学の跡地の中で無償譲渡される 4 割部分についてどのように活用されるかについても心配されている。現時点でどのように考えているのか伺う。
- (5) パブリックコメントへの回答の中で「土地所有者の都合による無秩序な土地利用を招く恐れがある」とある。現実的にこのようなことが考えられるのか伺う。

○ 通告第 9 号 渡辺 昌代 議員

- (1) P40の土地利用構想図における東京理科大学の跡地の用途変更について。
前回の一般質問での返答では、総合振興計画の変更については「最上位の計画であるが、社会情勢の変化があったときにはそれを見直すことになる」としているが、東京理科大学跡地の用途変更は社会情勢の変化なのか。社会情勢の変化とは意味合いが違うのではないか。
- (2) 今回、住居系ゾーンが虫食いのように産業系ゾーンになる一部改定であるが、このように変えていいものなのか疑問でならない。住宅・住居地区にどんどんと開発ができる産業系を進めて良いとは考えられないが、いかがか。しかも、このことについて市民の

方にどれだけ周知されているのかも疑問である。時間をかけ、市民とともに作り上げる総合計画にすべきと考えるがいかがか。

(3) 東京理科大学の跡地利用についてはこれまで、議会と市は両輪のように「用途変更はせず、教育目的の施設利用に」としてきた。それがいとも簡単に改定させようとしているが、それしか方法がないのか伺う。

(4) 産業系ゾーンへ変更して住環境が変わることについてどうとらえているのか。

○ 通告第 2 号 猪股 和雄 議員

(1) 吉羽地区の一部の改定の位置づけを伺う。

ア 該当する地区は「吉羽地区」とあるが、地域を限定して示されたい。

イ 「新産業複合市街地誘導地区」とはどのような意味か。

総合振興計画の土地利用構想図では「産業系ゾーン」、マスタープランの都市構造図では「産業系ゾーン」で、なおかつ「新産業複合市街地誘導地区」というのは、何を意味するか。(どのようなイメージか。)

(2) 東京理科大跡地の一部を産業系ゾーンに変更するが、

ア 東京理科大が売却する予定の 6 割部分と限定してとらえてよいか。

イ 総合振興計画の土地利用構想図では「産業系ゾーン」、マスタープランの都市構造図では「産業系ゾーン」としていて、地区整備構想図では「産業複合施設」とされているが、産業複合施設とは何を意味するか。(どのようなイメージか。)

○ 通告第 3 号 田中 勝 議員

菖蒲町菖蒲地区の箇所の改定について、「高速バス、路線バス、デマンドバス等の交通結節点の設置を推進する」と利用目的を明白に示している。一方で、新たに設ける交通結節点周辺を位置付けると共に、既存市街地の環境改善を図り・・・と示されている。そこで当該箇所の土地利用について伺う。

(1) 示された範囲の全てがバスターミナルの建設用地になるのか。(これまでの説明では、バスターミナルだけ)或は、「既存市街地の環境改善を図り」の文言の中に違う用途が含まれているのかお示し願う。

(2) 計画内にある地権者は「土地家屋も売却、移転先も決まった」。とのお話(噂)である。この事実関係をお示し願う。

○ 通告第 5 号 杉野 修 議員

(1) P. 4 4 別紙 1 の「都市構造図」に示されるように、東京理科大学跡地の一部を「住居系」から「産業系」ゾーンへと将来都市構造を変更するが、そのことによる環境の変化をどのように想定しているか伺う。

- (2) P. 50別紙7の「地区整備構想図」にある(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園の整備については、法的にどのような公園として位置付けるものか伺う。
- (3) 都市計画マスタープランは、「久喜市都市計画マスタープラン策定委員会」で検討され、策定されたが、改定の場合は、どのような手続きになるのか伺う。

○ 通告第9号 渡辺 昌代 議員

- (1) P. 50 地区整備構想図中、新たなゴミ処理施設、(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園について以下伺う。

ア 久喜市ごみ処理検討委員会条例は、目指すべきごみ処理体系やごみ処理施設の基本的事項について、市民の代表等や有識者から意見を広く取り入れるためであり、所掌事務は、3項目について取り組むものとしている。前提として、ごみ処理施設の建設場所は現在の菖蒲清掃センターとする説明はありましたが、決定とする旨ではなかった。今回、推進地が議案として出されているが、その前にごみ処理検討委員会委員の方と、(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園整備検討委員会委員の方は、市が提示している場所については、しっかり検討をして理解をされていると認識しているのか。

イ 現在のマスタープランでは、本多静六博士生誕記念公園の整備は、それとともに道の駅などの地域振興施設の併設と進めることになっている。それを大きく変更するのである。このことについてどのように進めて来たか。

ウ これまで、一般質問で、新たなゴミ処理施設の設置については、菖蒲地域の近隣の方だけの説明だけではなく、500mの周囲に入る土地を所有している方はもちろんのこと、影響が及ぶ近隣の方にも説明をするべきであるし、市民の声を聞くべきと言ってきたが、今回の改定に合わせどのように考えているか伺う。

エ 予定地となっている菖蒲町台地区は、川を隔てて、清久大池がある。しかし人々にぎわっていた久喜市釣り堀は来年3月で閉鎖となる。清久公園の樹木管理、工業団地周辺の除草については、何度も要望をしている。今後公園が設置されるのであれば、一体のものとして整備するべきと考えるがいかがか。